

(3) 生徒指導規程 (学校経営計画書資料)

北広島町立壬生小学校

第1章 総則

(目的)

第1条

- 1 この規程は、千代田ブロック内各校間の連携教育の目的を基盤として、共通した生徒指導体制を構築し、義務教育9年間の一貫性を保ち、系統的に指導するための基底となることを明文化したブロック内各小中学校の共通基底をもとにして作成する。
- 2 壬生小学校の児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 服装について

- 1 校内外の学習活動及び登下校の際は、学校が定める服装のきまりを守る。
 - 基準服を着用する。
 - 体操着は学校で規程の体操着を着用する。
- 2 頭髪・髪どめ等は、学習にふさわしく華美にならない形として学校で次のように定める。
 - 清潔で自然な髪形であること。
 - 脱色、カラーリング、剃り込みは禁止する。
 - 頭髪の長さは活動の妨げにならないようにする。前髪は目にかからない程度の長さに切るか結ぶかとめる。横髪、後ろ髪は肩にかかる場合は、結ぶか、編む。
 - 髪どめは、黒・紺・茶・銀色等の単色とし、飾りのない形のものとする。
- 3 靴や靴下は、学習にふさわしい形と色のものにする。
 - 靴は、華美でなく（あまりカラフルでなく）、運動しやすいもの。（ハイカット、ブーツは禁止）
 - 靴下は、白・紺・黒・灰色の単色を基本とし、ワンポイントまで可。スニーカーソックスやひざ上丈のソックスは禁止。

第3条 校内での生活時間について

- 1 学校がだれもが気持ちよく過ごすことができる場所として、生活時間を定める。
- 2 授業や諸活動の開始の合図とともに開始できるように準備をする。

第4条 学校内での行動について

- 1 誰もが気持ちよく生活するために、次のことを基本として学校生活での行動をする。
- 2 言葉づかいは、丁寧な言葉を基本とし、誰もが気持ちよく会話できるようにする。
- 3 学習具・遊具等の使用は、学校の規程内で行い、責任を持って返却する。
- 4 個々が率先して環境整備することを心がけ、ボランティア精神を発揮して公共の生活環境を整える。

第5条 所持品について

- 1 学校が、環境が整い、誰もが向上心を持って学習・生活することができる場となるように、所持品の規程をする。
- 2 学習に必要なものを常に忘れないように持参する。
(忘れ物をした際には、登校後すぐに担任に報告する。)
- 3 学習に不必要な金品は持参しない。
- 4 携帯電話やスマートフォン等は、校内や学校生活に持ち込むことを禁止する。
※特別な事情がある場合は、保護者が学校に届け出る。許可になった場合、登校時に担任に預け、放課後返却する。所持していた場合、一時預かり指導の後、保護者に返却する。

第6条 欠席等の手続きについて

- 1 欠席・遅刻・早退等の場合は、原則として保護者及び家族の者が必ず所定の時刻までに連絡する。
- 2 欠席・遅刻等は、始業までに保護者の責任において連絡する。

第7条 通学について

- 1 児童生徒の通学に関しては、学校の規程による。
- 2 特別な事情等については、教育的配慮をもとに保護者と協議して決める。

第8条 改善指導について

- 1 学校生活に関する規程に逸脱している場合は、保護者に連絡して改善してもらう。
- 2 それでも改善が見られない場合は、保護者に来校を願い、指導の協力をお願いする。

第3章 校外生活に関すること

第9条 家庭生活について

- 1 規則正しい生活（3点固定：起きる時刻・家庭学習を始める時刻・寝る時刻）を送ることを心がけ、健康に留意する。
- 2 家族の一員としての意識を持って生活し、できることから家族に貢献するよう心がける。

第10条 校外で遊ぶとき

- 1 自他の生命を尊重し、他の人に迷惑をかけないことを基本として、遊ぶ場所・方法を熟考する。
- 2 物の購入や家からの物品の持ち出しは必ず保護者の承諾を得る。
（基本的に金銭を持って遊びに行かない）
- 3 自分たちの責任の範囲内での遊びをする。
- 4 あいさつや片づけ等、社会のルールやマナーを守る。
- 5 交通ルールを守り、交通安全に心がける。
○自転車に乗る時はヘルメットを着用する。
○交差点での一時停止・安全確認等を必ず行う。
- 6 帰宅時刻を守り、原則、夜間の外出や外泊はしない。
（帰宅時刻は、春休みから：午後6時、10月1日から：午後5時）

第4章 特別な指導に関すること

第11条 問題行動への特別な指導について

次の問題行動を起こした児童生徒に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

（1）法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物破損
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ その他法令・法規に関する行為

（2）その他本校の規則等に違反する行為

- ① 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）
- ② いじめ
- ③ 授業妨害
- ④ 登校後の無断外出・無断早退
- ⑤ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ⑥ カンニング等の不正行為
- ⑦ 家出及び深夜徘徊
- ⑧ 怠学
- ⑨ 不良交友
- ⑩ 金品持出
- ⑪ 不健全娯楽
- ⑫ 携帯電話、スマートフォン、インターネット等の不健全使用に関するもの
- ⑬ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第12条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- ・説諭
 - ・学校反省指導（別室反省指導・授業反省指導、奉仕活動）
 - ・器物を破損した場合は、場合により弁償を求める。弁償を求めるか否かの判断は校長が行う。
- (1) 反省指導は学校反省とし、別室で行う反省指導と通常の学校生活（授業等）で行う授業反省の2段階とする。
 - (2) 別室での指導を行う場合は必ず教員がつく。別室反省指導の日数は、原則3日以内とする。
ただし、問題行動の程度や繰り返しなどにより、協議検討の上、日数を延長する場合がある。
 - (3) 別室反省指導以外の特別な指導について
 - ・主には、放課後を使って、振り返りや今後の生活への決意を書かせる、奉仕作業、補充学習等を行う。
 - ・継続指導する場合、原則、10日間までの指導とし、反省状況により、延長して指導する。
 - (4) 保護者連携による改善指導について
 - ・特別な指導を行ったとき、または、学校生活に関する規程に逸脱している場合は、保護者に来校をお願いする。
 - ・改善が見られない場合、保護者面談が必要と校長が判断した場合は、保護者に来校をお願いする。
 - (5) 関係機関連携について
 - ・いじめに関わり、いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じられる場合は、関係機関と連携した取組を行う。
 - ・犯罪行為として取り扱われるべきと判断した事案については警察等の関係機関と連携した取組を行う。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成26年4月1日一部改定(第2章第2条1)

平成27年4月1日一部改定(第2章第2条1、第4章第14条・第15条)

平成28年4月1日一部改定(第2章第2条1)

平成29年4月1日一部改定(第2章第2条1、第3章第10条5)

令和元年9月1日一部改定(第2章第2条2、第2章第5条4、第4章第11条(2)⑫)

令和2年1月7日一部改定(第2章第2条3、第4章第12条～15条)

令和3年4月1日一部改定(第3章第10条6)